

令和五年法律第十六号

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（以下「条約」という。）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この法律において、「調停」とは、その名称や開始の原因となる事実のいかんにかかわらず、一定の法律關係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に關する民事又は商事の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、当事者に対しても、紛争の解決を強制する権限を有しない第三者が和解の仲介を実施し、その解決を図る手続をいう。

第三条 この法律において、「調停人」とは、調停において和解の仲介を実施する者をいう。

第四条 この法律において、「国際和解合意」とは、調停において当事者間に成立した合意であつて、合意が成立した當時において次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するものをいふ。
 一 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これらと同等のものとして法務省令で定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）
 二 当当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所又は事務所若しくは営業所（当事者が二以上）の事務所又は営業所を有する場合にあつては、合意が成立した當時において当事者が知つていたか、又は予見することができた事情に照らして、合意によつて解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所（次号において同じ。）を有するとき。

第五条 当当事者の全部又は一部が住所又は事務所若しくは営業所を有する国が、合意に基づく債務の重要な部分の履行地又は合意の対象である事項と最も密接な関係がある地が属する国と異なるとき。
 (適用範囲)
第六条 この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に關する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合について、適用する。

(適用除外)

第七条 この法律の規定は、国際和解合意についてでは、適用しない。
第八条 この法律の規定は、国際和解合意の当事者が、条約又は条約の実施に關する法令に基づき民事執行をすることができる旨の合意をした場合におけるものを除く。)であるものに關於する紛争に係る国際和解合意。

第九条 この法律の規定は、次に掲げる国際和解合意についてでは、適用しない。
 一 民事上の契約又は取引のうち、その当事者の全部又は一部が個人（事業として又は事業のために契約又は取引の当事者となる場合におけるものを除く。）であるものに關於する紛争に係る個別労働關係紛争（個別労働關係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第一条に規定する個別労働關係紛争をいう。）に係る国際和解合意
 二 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る国際和解合意
 三 外国の裁判所の認可を受け、又は日本若しくは外国の裁判所の手続において成立した国際和解合意であつて、その裁判所が属する国でこれに基づく強制執行をできるもの
 五 仲裁判断としての効力を有する国際和解合意であつて、これに基づく強制執行をすることができるもの

(国際和解合意の執行決定)

第十条 国際和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（国際和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをしなければならない。

第十二条 前項の申立てをする者は（以下この条において「申立て人」という。）は、次に掲げる書面を提出しなければならない。
 一 当当事者が作成した国際和解合意の内容が記載された書面

二 調停人その他の調停に関する記録の作成、保存その他の管理に關する事務を行う者が作成した国際和解合意が調停において成立したものであることを証明する書面

三 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に係る記録媒体の提出をもつて、当該書面を提出したものとみなす。

四 申立て人は、前二項の規定により書面又は記録媒体を提出するときは、併せて、当該書面（日本語で作成されたものを除く。）又は当該記録媒体に係る電磁的記録（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、被申立て人の意見を聴いて、当該書面又は当該電磁的記録の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

五 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判機関又は仲裁廷に対して当該国際和解合意に関する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立て人の申立てにより、被申立て人に對し、担保を立てるべきことを命ぜることができる。

六 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当当事者が合意により定めた地方裁判所
 二 当該事件の被申立て人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 三 請求の目的又は差し押さえることができた被申立て人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
 四 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所（被申立て人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立て人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。）
 七 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。

八 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

九 裁判所は、第七項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

一〇 前二項の規定による決定に對しては、その告知を受けた日から二週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。

一一 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
 一二 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるととき（第一号から第六号までに掲げる事由にあっては、被申立て人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
 一 國際和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
 二 國際和解合意が、当事者が合意により国際和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令（当該指定がないときは、裁判所が国際和解合意に適用すべきものと判断する法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

一三 國際和解合意に基づく債務の内容を特定することができないこと。
 一四 調停人が、法令その他当事者間の合意により当該調停人又は当該調停人が実施する調停に適用される準則（公の秩序に關しないものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。

- 六 調停人が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合であつて、当該事実が重大であり、かつ、当該国際和解合意の成立に影響を及ぼすものであること。
- 七 国際和解合意の対象である事項が、日本の法令によれば、和解の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- 八 国際和解合意に基づく民事執行が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。
- 14 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不变期間内に、即時抗告をすることができる。
- (任意的口頭弁論)
- 第六条** 執行決定の手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。
- (事件の記録の閲覧等)
- 第七条** 執行決定の手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。
- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
 - 二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製
 - 三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
 - 四 事件に関する事項の証明書の交付
- (期日の呼出し)
- 第八条** 執行決定の手続における期日の呼出は、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出をしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- (公示送達の方法)
- 第九条** 執行決定の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- (電子情報処理組織による申立て等)
- 第十条** 執行決定の手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、譲本、原本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対するもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものとみなし）、申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定により書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 アイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをい。以下この項において同じ。）をすること

- とされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第二項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- (裁判書)
- 第十二条** 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手続に関する場合は、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十七条第二項、第九十一条の一、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百一十七条第二項及び第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- (最高裁判所規則)
- 第十三条** この法律に定めるもののほか、執行決定の手続に関する必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 第一条** この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。
- (施行期日)
- 第二条** この法律は、この法律の施行の日以後に成立する国際和解合意について適用する。
- (国際和解合意に関する経過措置)
- 第二条** この法律は、この法律の施行の日以後に成立する国際和解合意について適用する。
- (民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間ににおける経過措置)
- 第三条** 第八条から第十一条までの規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。次項において「民事訴訟法等改正法」という。）の施行の日前までの間は、適用しない。
- 2 民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間ににおける第十二条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百一十七条第二項及び第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- 附 则 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄**
- この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

別表（第十二条関係）

四項

電子調書
記録しなければ